平成２７年（フ）第１５８号
佐賀市若楠３丁目13番27号、前住所福岡県福津市福間南１丁目６番16号
債務者　山田　有理（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
佐賀県唐津市八幡町787番地５
債務者　奥野由美子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第２１号
大分県日田市大字大肥886番地16
債務者　梶原　　忠
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第１８７号
宮崎市恒久5025－２－501号、住民票上の住所長崎県島原市栄町8645番地１
債務者　中島　京子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９１号
宮崎市太田２丁目１番８－１号　第一サンハイツ101号
債務者　岩切　芳雄
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９３号
宮崎市清武町船引256番地１　リバーシティ学園都市208号、前住所宮崎市小戸町100番地１　パシフィック宮崎Ⅲ301号
債務者　藤田　祥子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８８号
鹿児島県鹿児島市吉野町3429番地18
債務者　福元　芳昭
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
鹿児島県鹿児島市吉野町2390番地13（シャルムＳＥＩＷＡ２号）
債務者　壽美　順一
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４８号
鹿児島県奄美市名瀬末広町18番18号（サメシマアパート202号）
債務者　恵島　保雄
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第３６号
鹿児島県薩摩郡さつま町中津川3329番地
債務者　宮永　優一
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第４５５号
神戸市兵庫区明和通２丁目１番１－424号
債務者　池田　明子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４号
和歌山県新宮市新宮7697番地　たんかくハイツ11号
債務者　小田　恵子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第７２号
山口県下関市豊北町大字神田2206番地１
債務者　大西　伸次
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第５５６号
京都市北区鞍馬口通寺町西入新御霊口町281番地　シティハイツ鞍馬口102
債務者　酒井　**徳**正（旧姓酒見）
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５９６号
京都市下京区油小路通松原上る麓町650番地３
債務者　東洋整体院こと　田中　英次
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
佐賀県多久市北多久町大字小侍2261番地１、前住所佐賀県唐津市町田３丁目５番20号　坂本アパート101号
債務者　きょくとうクリーニングこと　中村久美子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
佐賀県多久市東多久町大字別府2724番地２
市営池の平団地　１－３号
債務者　藤田　義光
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係